

伊予市感震ブレーカー設置推進事業費補助金交付要綱

令和 7 年 7 月 3 日

伊予市告示第 173 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震発生時における電気に起因する住宅火災から自らの生命及び財産を守るため、感震ブレーカーを購入し、及び設置する者に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「感震ブレーカー」とは、地震時に通電を遮断する機能を有する機器のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 分電盤タイプ 日本配線システム工業会規格 JWDS0007 付 2 で定める構造及び機能を有する機器（電気工事が必要なものに限る。）
- (2) コンセントタイプ コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、主幹ブレーカー又はコンセントから電気を遮断する機器
- (3) 簡易タイプ ばねの作動、重りの落下等によりブレーカーを作動させ、電気を遮断する機器（第 1 号に該当するものを除く。）

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、伊予市内に住所を有する世帯の世帯主とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、補助対象者の自宅に設置する感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用とする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 4 分の 3 以内の額とし、1 万 5 千円を限度とする。この場合において、補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1 世帯につき 1 回限りとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第 6 条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請は、規則第 15 条第 2 項に規定する請求と併せて、様式第 1 号に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 感震ブレーカーの設置前後の写真
- (2) 補助対象経費の支出を確認できる領収書その他の証拠書類で、経費の内訳、購入日及び設置日が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の申請及び請求は、感震ブレーカーを設置した後において行うものとし、当該設置した日の属する年度の2月28日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 規則第6条第3項に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行し、令和8年4月1日以後に購入し、かつ、設置した感震ブレーカーについて適用する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

伊予市長 様

住 所
氏 名
電話番号

伊予市感震ブレーカー設置推進事業費補助金交付申請書兼請求書

標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 交付申請額

（購入費の3/4の金額をお書きください。ただし、上限は1万5千円とし、100円未満は切り捨てます。）

交付申請額	金	円
-------	---	---

2 感震ブレーカーの種類

種 類	<input type="checkbox"/> 分電盤タイプ	<input type="checkbox"/> コンセントタイプ	<input type="checkbox"/> 簡易タイプ
-----	---------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------

3 補助金の振込先

金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 農協	本店・本所 支店・支所 出張所
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

4 添付書類

- (1) 感震ブレーカーの設置前後の写真
- (2) 補助対象経費の支出を確認できる領収書その他の証拠書類で、経費の内訳、購入日及び設置日が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

伊予市指令第 号
年 月 日

様

伊予市長



伊予市感震ブレーカー設置推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付	不交付
----	-----

〔交付の場合〕

決定金額 _____ 円

〔不交付の場合〕

理由	
----	--